

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕
同 岡部宗茂
同 成本俊一
同 太田栄司

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

出石地区コミュニティ協議会

（岡山市出石コミュニティハウス）

令和6年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和8年1月5日から令和8年2月27日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

令和6年度における公の施設の指定管理業務の執行について、関係書類を監査した結果、施設は適切に管理されており、協定書や仕様書等に基づく義務の履行は適切に行われていたものの、次のとおり改善を要する事項が認められた。

- ・共助金と称する加算及び冷暖房期の加算を含めた利用料金について、岡山市コミュニティハウス条例第4条第2項に規定された範囲の料金を超えて、指定管理者の収入として收受されていることが認められた。

- ・ 地区内と地区外の住民とで異なる利用料金が設定されており，これは，住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いを禁じた地方自治法第244条第3項に抵触するおそれがある。